

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

諫早市長 大久保 潔重

市町村名 (市町村コード)	諫早市 (42204)	
地域名 (地域内農業集落名)	有喜地域 (早見、天神、中通、松里、有喜、鶴田)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月30日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・早見、天神、中通の橋湾に面した南斜面の畑地帯では、長崎県により67haの土地改良事業が実施され令和4年度で完了している。これにより、圃場整備及び畑地かんがい施設が整備され、ばれいしょ、にんじん、だいこんを中心とした作物が作付けされている。基盤整備により担い手農家への農地集積がなされたことで、70才以上の農業者が耕作する耕地面積は全体の15%程度に減少し、農家の高齢化が改善された。また、鶴田の圃場整備済の水田では水稻が作付けされている。しかしながら、圃場整備等がなされていない集落については圃場が狭小であり、作業効率も悪く、荒廃農地となっているものが多い。

- ・高齢化が進んでいることが伺われる。
- ・今後、荒廃農地などが増加していく可能性がある。
- ・大規模な圃場整備を行った集落と、そうでない集落の圃場の格差がある。
- ・小規模な圃場については、耕作者の高齢化や後継者不足により、荒廃農地となっている。
- ・農地が荒れることによって、有害鳥獣(イノシシ)の被害が増加している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

圃場整備済の畑地帯については、かん水省力化や大型機械による効率的な農作業を推進して低コスト化を図る。
小規模圃場については、中山間地域等直接支払交付金対象集落、多面的機能支払交付金組織との連携により、圃場の保全を図りながら荒廃農地の発生を防止する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	127 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	127 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

中山間地域等直接支払交付金対象集落、多面的機能支払交付金対象組織の区域を中心に農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
土地改良区等と連携して中間管理制度の周知を図りながら、中心経営得休へ農地の集約化を行っていく。 松里・有喜・鶴田集落については、現在、中心経営体が存在しないため、中山間地域等直接支払交付金対象集落、多面的機能支払交付金組織の協力のもと、他の集落からの入り作(他集落の中心経営体)を進め、その後に中間管理制度を活用して農地の集積を行う。
(2)農地中間管理機構の活用方針
有喜南部地区を重点実施地区とし、土地改良区との連携により、中間管理制度の周知を図りながら、対象地区内の受け手(担い手)とのマッチングを行い、集積を進めて行く。 また、圃場整備未実施地区においても、農地中間管理制度についての周知を図り、受け手(担い手)とのマッチングを行い、集積を進めて行く。
(3)基盤整備事業への取組方針
圃場整備実施地区において、畑作物の高位安定と品質向上等のために、畑地灌漑施設の整備や水利施設の維持を行い、農業経営の安定化を目指す。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
中間管理事業の配分解約等があった場合は、市・農地利用最適化推進委員及び土地改良区と連携をしながら、地域の内外から広く経営体を求め、地域内での定着と育成を図っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
今後も協議の場において検討を継続する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①地域による鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。
③経営効率の向上のため、積極的にスマート農業に取り組む。
⑩小規模圃場の保全として、中山間地域等直接支払交付金対象集落、多面的機能支払交付金組織との連携により、小規模な圃場の保全を図りながら荒廃農地の発生を防止する。